

二都道府県以上にわたる競技会開催の報告について

二都道府県以上にわたる競技会を開催する場合は、主催する団体が要項添付の上、実施の2ヶ月前までに計画書（主催者代表者印を押印したもの。）と開催要項を2部関係団体所在地の各都道府県小連の理事長に提出する。

理事長は、署名と押印を行い、日小連に提出しなければならない。

提出の際、返信用封筒に宛名を記入し、必要金額の切手を貼ること。

なお、提出された2部の計画書のうち、1部に受領印を押印して日小連より送付される。

手 順

- ① 主催団体は二都道府県以上にわたる競技会開催計画書（主催者代表者印を押印したもの。）を2部用意する。
- ② 開催要項を2部用意する。
- ③ 郵便番号・住所・氏名を記載し、返信用切手を貼った封筒を用意する。
※返信用切手代は、（提携サイズの封筒の場合）計画書と要項を合せてA4サイズ4枚までなら82円、8枚までなら92円と思われる。
- ④ 上記①②③を同封し、埼玉県小学生バレーボール連盟総務委員長を経由して理事長へ届出る。（郵送・宅配・手渡し等の方法で）

〒332-0006

川口市末広1-4-5-307 グランレーヴ川口

総務委員長 大澤 静香

（注）日小連加盟団体登録規程

第8条（二都道府県以上にわたる大会）

- （1）本連盟が主催または共催する競技会以外に各都道府県小連が二都道府県以上にわたる競技会を開催する場合は、関係団体所在地の各都道府県小連の理事長に申請書と大会要項を提出する。理事長は、署名と捺印を行い、日小連へ関係書類を提出しなければならない。この報告は、競技会開催の2ヶ月前までとする。
- （2）登録団体は本連盟が主催または承認しない二都道府県以上にわたる競技会に参加することはできない。

第9条（懲罰）

登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟または都道府県小連が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。